

【参考資料】

「令和6年度(令和5年度からの繰越分)保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」Q & A

令和6年9月9日版

No.	事 項	質 問	回 答
1	予算	令和6年度の予算額は。	令和5年度補正予算を約17億円、本省繰越を行った。
2	補助	国庫補助率は、どのようになるのか。	(直接補助)国1/2、事業実施主体1/2 (間接補助)国1/2、事業実施主体1/4、間接補助事業者1/4
3	補助	公立の施設は、補助の対象としてよいか。	補助の対象となる。
4	補助	どの補助金において実施するのか。	(予算科目)こども政策推進事業費補助金において、実施する。 ※本事業単独で、交付要綱及び実施要綱を策定。
5	補助	事業概要では、保育所等、地域子ども・子育て支援事業等、児童養護施設等と対象施設の範囲が多岐に渡るが、交付申請についてはどのように行うのか。	対象施設別に交付申請を分けることは行わず、自治体当たり1交付申請の形で受け付ける。
6	補助	交付決定時期はいつか。	交付決定時期は、年度末を予定している。
7	補助	令和5年度の所要額調査では必要額として計上していなかった施設についても、令和6年度に新規で申請してもよいか。	令和5年度の所要額調査で登録していなくても、交付の対象に該当していれば、申請可能。 ※予算の範囲内で執行するものがあるため、交付決定を約束するものではない。
8	交付の対象	事業の対象期間はいつからか。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの性被害防止対策に係る設備等の導入に係る経費を対象とする。
9	交付の対象	新規指定を受ける予定の事業所の申請は可能か。	新規指定が見込まれる事業所についても、申請可能。
10	交付の対象	令和5年度に補助を行った施設は改めて申請することは可能か。	補助対象外となる。
11	交付の対象	同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合、事業所に対する補助基準額はいくらか。	複数の事業をほぼ一体的に運営している場合やフロアが同じで切り分けできないような場合等、同一敷地内に複数の事業所が運営されている場合は、1事業所として取り扱い、補助基準額は、10万円となる。 ただし、同一敷地内でも、フロアが分かれていたり、敷地内で完全に区切られていたりするような場合については、別個の事業所として申請可能。
12	交付の対象	分園の場合、事業所に対する補助基準額はいくらか。	分園の場合、1事業所として取り扱う。 補助基準額は、10万円となる。
13	補助対象	カメラ等のリース費用は、対象となるか。	リース費用は、全て対象外となる。
14	補助対象	既存設備等の改修費は、対象となるか。	既存設備等の改修費は、補助対象外となる。(本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限る。)
15	補助対象	導入した設備等に修理の必要が生じた場合、その経費も対象となるか。	修理費に要する経費は、事業所の負担となる。
16	補助対象	既存設備等の取り外し費用と新たな設置費用も補助対象となるか。	取り外しの費用は、補助対象とはならない。 新たな設置費用は、導入に必要不可欠であると判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
17	補助対象	撮影した映像を記録、保管するための記憶媒体や鍵付き保管庫等も補助対象となるか。	利用者のプライバシー保護や、保護者の安心に応える観点から不可欠であると判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
18	補助対象	カメラの三脚や延長コード、保護ケース等の付属品は補助対象となるか。	カメラの導入に不可欠であると判断できるのであれば、補助対象としていただいて差し支えない。
19	その他	カメラ(固定型カメラ、アクションカメラ等)の導入にあたり、留意する点はあるか。	カメラによる映像の記録に当たっては、 ・撮影前に保護者及び利用者の同意を得ておくこと ・プライバシー保護に配慮した記録後の映像保管体制の構築を行うことが望ましい。(補助の要件ではない。)